

# 第1回 南幌町総合計画策定審議会 議案

とき 平成28年2月17日(水)

午後2時30分

ところ 南幌町役場3階 各種委員会室

1. 開会

2. 委嘱状交付

3. 町長挨拶 南幌町長 三好 富士夫

4. 委員等の紹介

5. 会長、副会長の選任

会長 \_\_\_\_\_

副会長 \_\_\_\_\_

6. 審議会への諮問

7. 趣旨説明

8. 配布資料の説明

9. 協議事項

(1) 会議の運営について

10. 次回の日程

**第2回審議会** ※別途日程調整を行う。

11. その他

12. 閉会

*MEMO*

◆ご不明な点やご要望などがありましたら遠慮なくご連絡下さい。

＜事務局＞ 南幌町役場 まちづくり課企画情報グループ (担当) 渡部

住 所：南幌町 栄町3丁目2番1号

電 話：011-378-2121（内線240または241）

FAX : 011-378-2131

E-mail : g-kikaku@town.napporo.hokkaido.jp

# 南幌町総合計画策定審議会／委員名簿

平成28年2月17日委嘱

役 職	氏 名	行政区・町内会等	備 考
委 員	伊 藤 勝 實	第 6 区	
委 員	小 友 征 之	西町町内会	
委 員	小野田 佐千恵	稻穂町内会	
委 員	川 西 弘 志	西町町内会	
委 員	小 林 市 男	緑町町内会	
委 員	小 松 良 樹	第 8 区	
委 員	作 間 篤	町 外	
委 員	佐々木 啓 二	第 10 区	
委 員	三 歩 幸 光	西町町内会	
委 員	清 水 義 雄	第 13 区	
委 員	清 野 道 枝	第 15 区	
委 員	千 成 努	第 12 区	
委 員	田 中 薫	西町町内会	
委 員	本 橋 洋 子	緑町町内会	公 募
委 員	和 田 修	北町町内会	

※敬称略      ※五十音順（委員）

[15名]

◆任期◆ 平成28年2月17日から総合計画が策定されるまでの期間

南 ま 企 号  
平成28年2月17日

南幌町総合計画策定審議会会長 様

南幌町長 三好 富士夫

### 第6期南幌町総合計画の策定について（諮問）

南幌町の均衡ある発展と住民生活の向上を図り、まちづくり目標を具体化した施策を構築するため、第6期南幌町総合計画の策定を諮問します。

記

#### 1 策定内容

第6期南幌町総合計画（平成29年度～平成38年度）

（まちづくり課 企画情報グループ）

## 諮詢の趣旨

南幌町は昭和46年以来、5期にわたり総合計画を策定しており、まちの将来像を「緑豊かな田園文化のまち」、まちづくりの基本理念は「地域で支えあう行動力と活力のある南幌」を基本構想として、平成22年度に第5期南幌町総合計画を策定していますが、この計画期間が来年度をもって終了します。

この間、少子高齢化等の進行に伴う人口減少の方、若者を中心とした東京圏への一極集中や経済のグローバル化等による産業構造への影響などにより社会情勢が大きく変化し、これまで日本の社会や経済を支えてきた様々な仕組みを見直し、時代に即応した行政運営が求められる中、地方創生を目指し、国と地方が一体となって、人口、経済、地域社会の課題に取り組むため、平成27年度中に策定する「南幌町まち・ひと・しごと創生総合戦略」も勘案しながら、地域社会を持続的に発展させ、地域が自らの意思と責任で創意工夫し、次世代につながる夢のある故郷づくりを進めていかなければなりません。

これらを踏まえて、広範な意見のもとに、中長期的な第6期南幌町総合計画の策定についてご審議を賜りたく、貴審議会に諮詢するものです。

# 南幌町総合計画策定条例

(趣旨)

**第1条** この条例は、総合的かつ計画的な町政の運営を図るため、本町の総合計画を策定する。

(定義)

**第2条** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 総合計画 将来における本町のあるべき姿と進むべき方向についての基本的な指針であり、基本構想、基本計画及び実施計画からなるものをいう。
- (2) 基本構想 町政の最高理念であり、本町の将来像及びまちづくりの基本目標を示すものをいう。
- (3) 基本計画 町政の基本的な計画であり、基本目標を踏まえた施策の基本的方向及び体系を示すものをいう。
- (4) 実施計画 町政の具体的な計画であり、施策を実現するために実施する事業を示すものをいう。

(総合計画策定審議会への諮問)

**第3条** 町長は、基本構想及び基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ、南幌町総合計画策定審議会条例（昭和44年条例第29号）第1条に規定する南幌町総合計画策定審議会に諮問するものとする。

(議会の議決)

**第4条** 町長は、前条に規定する手続を経て、基本構想を策定しようとするときは、議会の議決を経るものとする。

2 前項の規定は、基本構想の変更について準用する。

(基本計画及び実施計画の策定)

**第5条** 町長は、基本構想に基づき、基本計画及び実施計画を策定するものとする。

(総合計画の公表)

**第6条** 町長は、総合計画の策定後、速やかにこれを公表するものとする。

2 前項の規定は、総合計画の変更について準用する。

(総合計画との整合)

**第7条** 個別行政分野における施策の基本的な事項を定める計画を策定し、又は変更するに当たっては、総合計画との整合を図るものとする。

(委任)

**第8条** この条例に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

**附 則**

この条例は、公布の日から施行する。

## 南幌町総合計画策定審議会条例

### (設置)

**第1条** 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、南幌町総合計画策定審議会（以下「審議会」という。）を置く。

### (職務)

**第2条** 審議会は町長の諮問に応じ南幌町総合計画策定に関し、必要な調査及び審議を行い、意見を答申するものとする。

### (組織)

**第3条** 審議会は委員20名以内をもって組織する。

2 委員は次の各号に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 公共的団体及び地域活動団体の代表者又は構成員、経験者
- (3) 公募した町民

3 委員の任期は総合計画が策定されるまでとする。ただし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

### (会長及び副会長)

**第4条** 審議会に会長及び副会長1名を置く。

2 会長及び副会長は委員の互選によって定める。

3 会長は会務を総理し、審議会を代表し、その会議の議長となる。

4 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。

### (会議)

**第5条** 審議会は必要に応じて会長が招集する。

2 審議会は委員の定数の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

### (専門部会)

**第6条** 審議会に専門部会を置くことができる。

2 部会に必要な事項は規則で定める。

### (庶務)

**第7条** 審議会の庶務は総合計画策定事務局がこれに当たる。

(雑則)

**第8条** この条例に定めるもののほか、審議会に関し、必要な事項は町長が定める。

**附 則**

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例施行後、最初の会議は、町長が招集する。

**附 則** (昭和44年12月22日条例第40号)

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則** (平成5年6月3日条例第19号)

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則** (平成22年3月17日条例第5号)

この条例は、公布の日から施行する。

## 第6期南幌町総合計画の策定に向けて 【方針】

### 1. 策定の趣旨

南幌町は昭和46年以来、5期にわたり総合計画を策定しており、これに基づき計画的にまちづくりを進め、「縁豊かな田園文化のまち」として展開してきました。

しかし、近年、日本では少子高齢化等の進行に加えて、予想を超える速さでの人口減少時代の到来を迎えていました。このため経済社会に与える影響は大きく、それを誘因とする厳しい財政状況により、地方自治体の多くは大きな変革期を迎えつつあり、これまで日本の経済や社会を支えてきた様々な仕組みの見直しが求められています。

このため、平成26年に施行された「まち・ひと・しごと創生法」に基づき、人口、経済、地域社会の課題に取り組む“南幌町まち・ひと・しごと創生総合戦略”の策定を目指しています。

これからは、地方自治体を取り巻く環境の変化の中で、地域社会を持続的に発展させていくため、地域が自らの意思と責任で創意工夫し、多様化する町民ニーズに対応したまちづくりを進めていかなければなりません。

時代の潮流や本町を取り巻く情勢を十分に踏まえつつ、新しい時代を展望し、まちづくりを総合的かつ計画的に推進するため、今後のまちづくりの指針となる新たな総合計画を策定するものです。

なお、計画期間は平成29年度から平成38年度までの10年間とし、平成28年度までの策定を目指します。

### 2. 策定の考え方

社会経済情勢が大きく変化する中で、新しい総合計画には、時代の変化や新たな課題に柔軟かつ適切に対応することが求められています。また、協働のまちづくりを進めるためには、町民と行政がまちづくりの目標を共有することが求められることから、目標を明らかにするとともに、財政状況等に即してより実効性のある計画とすることが必要です。

こうしたことを踏まえ、第5期総合計画と同様に以下の考え方に基づく新しい総合計画の策定に取り組みます。

### (1) 目標を明示した計画

新しい総合計画では、まちづくりの目標を町民にできるだけ分かりやすく示すことが必要です。このため、政策・施策の目標などを明示する計画とします。

### (2) 成果が分かる計画

町民とまちづくりの目標を共有し、協働のまちづくりを進めるためには、その計画の成果を把握できることが必要です。このため、政策や施策に成果指標を設定し、その達成度を測ることができる計画とします。

また、あわせて南幌町まち・ひと・しごと創生総合戦略に盛込むKPI（重要業績評価指標）を参考として明示します。

### (3) 行政評価や予算と連動する計画

限られた予算や資源を効果的に配分し、総合計画に掲げた目標を着実に推進するためには、行政評価委員会等により施策や事業の効果等について評価し、選択と集中を図ることにより、効果的・効率的に事業を推進することが必要です。このため、評価や予算との連動を考慮しつつ事業の展開を図る計画とします。

### (4) 社会経済情勢の変化に柔軟に対応できる計画

自治体を取り巻く環境は、地方分権の進展や地方創生の取組みなどにより変革期を迎えています。今後のまちづくりは、変化する社会経済情勢に対応しながら進めていくことが重要になるため、こうした変化などに柔軟に対応できる計画とします。

## 3. 計画の構成と期間

総合計画は、「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」で構成し、それぞれの計画で示す項目や計画の期間は次のとおりとします。

### (1) 基本構想

基本構想は、南幌町の将来像やまちづくりの目標等を示します。

#### 《基本構想の期間》

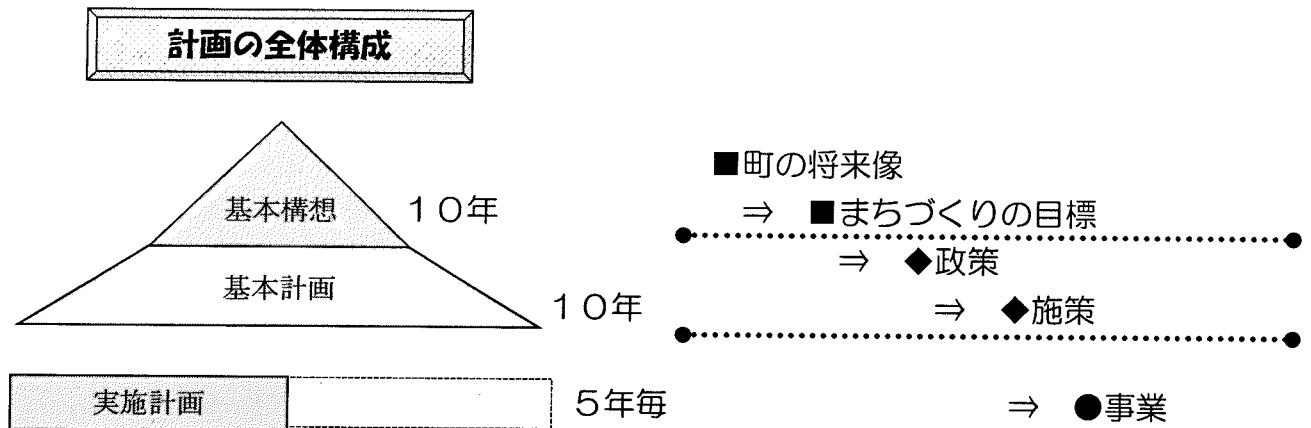
平成29年度から平成38年度までの10年間

### (2) 基本計画

基本計画は、基本構想に示したまちづくりの目標を具体化した政策目標を示すとともに、それを実現するための施策等を示します。計画の期間は、基本構想と同じく10年間とし、社会経済情勢の変化や地方創生の取組みなどを踏まえ、中間年度の平成33年度において基本計画の見直しを行うものとします。

### (3) 実施計画

実施計画は、基本計画に示された施策に沿って必要な事業等を示します。計画の期間は5年間とし、基本計画の見直しを行った場合は改めて策定することとします。



#### 4. 計画の策定手法・体制

町民とまちづくりに係わる目標を共有し、協働で進める計画とするため、計画の策定においては、庁内の策定体制はもとより、町民参加の機会を確保し、町民とともに策定に取り組みます。

なお、平成27年度に南幌町まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定を目指していることから、関係する施策や事業については総合計画に盛り込むこととします。

また、職員による“まちづくり戦略チーム”から具体的な提案やアイデアなどがまとめられていることから、参考とします。

##### (1) 総合計画策定審議会への諮問並びに各種計画等との関係

南幌町総合計画策定審議会条例に基づき、総合計画で示すべき目標等について審議会に諮問し、平成28年度まで審議を行います。

また、基本構想中、「土地利用の基本方針」については、平成22年度に策定された南幌町国土利用計画及び南幌町都市計画マスターplan（見直し）並びに南幌町住宅マスターplan等の計画内容を踏まえて策定します。

なお、基本構想については審議会からの答申後に議会との協議調整を行い、議会に基本構想案を提出します。

##### (2) 町民参加による策定

各種団体や組織から意見や提案を求める機会をつくるとともに、広く町民からの意見の把握に努めます。

#### 《主な町民等意見把握手法》

①町民アンケート（抽出調査）【平成28年度に実施予定】

[対象予定数] 1,200人 ※20歳以上を対象

（地域別・年齢別・男女別に配慮）

◇抽出調査の数～統計学的推定による標本抽出法を参考とする。

・まちづくり意識、政策等に係る満足度・重要度等に関する調査

- ・郵送による回答方式（目標回答率 30%以上）
- ②各種団体・企業アンケート（抽出調査）【平成28年度に実施予定】
- ・協働のまちづくり等に関する意識調査  
(対象数は、100件程度を予定する。)
  - ・郵送による回答方式
- ③まちづくり行政懇談会の開催 【平成27・28年度】
- ・市街地、三重地区、夕張太地区において開催する。
  - ・地方創生の取組みに関する意見等も求める。
- ④まちづくりワークショップの開催 【平成28年度に実施予定】
- ・総合計画策定審議会主催による開催を予定
  - ・市民アンケート調査等の報告を中心として、学生地域定着推進事業活用による学生の参加のもとでまちづくりの諸課題に関わる解決方策を探る。
- ⑤パブリックコメント（町民意見提出制度）【平成28年度に実施予定】
- ・審議会の了承のもとで実施を検討する。
- ⑥その他の意見把握 【平成27・28年度】
- ・町長談話室、町民意見箱、メール 等

### （3）府内策定体制

府内においては、職員参加を基本に、行政経営幹事会と総合計画プロジェクトチームが中心となって策定作業を進めます。

[行政経営会議] (町長、副町長、教育長、関係課長)

◎基本構想・基本計画・実施計画策定に関する指示、決定

[行政経営幹事会] (副町長、全課長職)

◎基本構想案の作成  
◎基本計画・実施計画の原案・素案の決定

[総合計画プロジェクトチーム] (主幹職、主査職、その他希望職員)

◎地方創生総合戦略の策定段階での意見やまちづくり戦略チームからの提言などを踏まえた施策・事業の検討

◆なお、基本計画及び実施計画の原案については、担当課において作成する。

## 5. 主な取組み内容

＜平成27年度＞

- ・総合計画・地方創生策定研修会の開催
- ・まちづくり行政懇談会の開催
- ・総合計画策定審議会委員の公募・選考
- ・総合計画策定方針の決定
- ・総合計画策定審議会（諮問等）

＜平成28年度＞

- ・基本構想（人口推計・土地利用の基本方針等）骨子素案作成
- ・総合計画プロジェクトチームの編成
- ・アンケート調査の実施
- ・まちづくりワークショップの開催
- ・まちづくり行政懇談会の開催
- ・町長からの施策・事業の検討指示
- ・パブリックコメントの実施
- ・総合計画策定審議会（協議・答申等）
- ・議会提案

## 6. その他

- ・具体的な策定作業の内容については、別途作成します。
- ・その他町の各種計画（子ども・子育て支援事業計画、介護保険事業計画・高齢者福祉計画、障がい者計画・障がい福祉計画、農業振興計画、社会教育中期推進計画、その他振興計画等）や新・北海道総合計画、北海道総合開発計画などの政策方向等との整合性を考慮のうえ策定作業を進めます。

＜南幌町総合計画策定審議会＞

委員配付資料一覧

＜第1回：平成28年2月17日開催＞

No.	資料名	備考 (策定期等)
1	第5期南幌町総合計画 2011～2016 (平成23年度～平成28年度)	平成23年3月
	第5期南幌町総合計画後期基本計画 (平成26年度～平成28年度)	平成26年3月
2	南幌町行財政改革実行計画 (平成26年度～平成28年度)	平成26年3月

## 会議の運営について (案)

### (1) 会議及び会議録の公開

#### ○会議の公開

南幌町総合計画策定審議会の会議は、原則として公開します。

ただし、調査及び協議の中で特定の個人等に関する情報や発言がある場合など、公開することが適当でないと審議会が判断するものは「非公開」とします。

#### ○会議録の公開

会議録は、「議事概要録」として作成のうえ公開します。

ただし、公開することが適当でないと審議会が判断する文言がある場合には、この部分を削除します。

また、議事概要録の作成にあたっては、発言した委員の実名は記載せず、「会長」、「委員」として記載します。

公開の方法については、役場・あいくる・ふれあい館に設置している情報コーナーに配置するとともに、町ホームページ上での公開を予定します。

議事概要録は、事務局で作成したものを全委員に確認していただき、修正や追加・削除の申し出を受けたうえで作成します。

公表までの期間は、できる限り4週間以内に公開するよう努めます。

### (2) 町民等への情報提供・情報発信

#### ○町広報誌、町ホームページへの掲載

※協議経過など

#### ○その他、情報発信

※会議開催案内の掲示（主要公共施設等）など

### (3) 質問項目の協議方法

#### ○専門部会の設置

南幌町総合計画策定審議会条例の第6条（専門部会）に基づき、専門部会を置くことができます。

審議会の進行にもよりますが、当面は全体会議で進めることとし、必要であれば会長及び副会長と協議のうえ、専門部会の設置を検討します。

### (4) 審議会の日程調整

#### ○審議会の開催日程については、開催前に全委員の日程を確認・調整のうえ決定します。

ただし、全委員が出席できる日程を調整できない場合は、会長が多数の委員の出席可能な日程を決定することとします。

○審議会の開催時間については、平日及び土・日曜日、祝日に関わらず、午前・午後・夜の時間帯での調整を図ります。

## 意見・質問等（委員）

### 「南幌町総合計画策定審議会」委員専用シート

審議会に「出席できない方」を対象に、「意見・提案・質問などがある場合」、「提出してほしい資料がある場合」や「会議運営方法について要望がある場合」には、次により事務局まで提出願います。

※FAXやEメールのほか、電話等で直接事務局に連絡していただいても構いません。

●記入については、下記シートでも任意の用紙でも構いません。

提出されたシートは、事務局で調整のうえ、回答・報告・資料提供などを行い、全委員と情報を共有するものです。

平成 年 月 日

委員氏名	
※該当する区分 を○で囲んで ください。	※ご意見等を記入してください。 (記入しきれない場合は、別に用紙を添付願います。)
意 見	
提 案	
質 問	
資料要求	
そ の 他	
会議運営 の要望	

- ◆事務局より、内容の確認をさせていただく場合がありますのでご了承ください。
- ◆事務局への提出先は、「委員の連絡先及び振込口座等の把握について（お願い）」の文書をご参照ください。

南幌町総合計画策定審議会

委員各位

まちづくり課長 森 和幸

委員の連絡先及び振込口座等の把握について（お願い）

このことにつきまして、審議会の開催日程の調整や変更、または事前に資料等の確認について連絡が必要な場合などが考えられますので、大変恐縮ですが下記参考様式により事務局までご提出下さいますようよろしくお願いいたします。

また、報酬・費用弁償の支払いを口座振込みで行いたいと考えておりますので、あわせてご記入をお願いいたします。（提出いただいた個人情報は、会議運営以外には使用いたしません。）

なお、事務局への連絡先などについて、下段のとおりお知らせいたします。

記

■提出期日 平成28年 3月 4日（金）まで

■提出方法 直接事務局まで、またはFAX等により提出願います。

■その他 報酬の支払いについて、会社等の取扱いにより受け取ることができない場合は事務局までお申し出ください。

■参考様式

【連絡先】

委員氏名：

現住所	〒 一 （電話番号： - - - ) (FAX番号： - - - )
勤務先住所	〒 一 （電話番号： - - - ) (FAX番号： - - - ) [勤務先： ]
生年月日	昭和・平成 年 月 日
携帯電話番号	— —
メールアドレス	(携帯電話) (パソコン)

【振込み先】

金融機関名	(銀行・農協・信金)	店
口座番号	No.	(普通・当座)

（注）・カッコ内は該当するものを丸で囲んで下さい。・口座名義は本人に限ります。

◆◆事務局への連絡先等◆◆

〒069-0292 南幌町栄町3丁目2番1号 南幌町役場 まちづくり課 企画情報グループ

電話番号 011-378-2121 (内線 240、241) FAX番号 011-378-2131

メールアドレス g-kikaku@town.nanporo.hokkaido.jp

【担当】渡部、山中